

# 新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせ（第13版）

令和4年5月27日現在

## 7月から追加接種（4回目接種）が始まります

### 追加接種（4回目接種）

#### ● 対象者について

3回目接種日から5ヶ月以上が経過した下記（①・②）に該当する方です。

①60歳以上の方（4回目接種日に60歳以上の方）

②18歳～59歳で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

#### ● 接種券付き予診票について

①60歳以上  
の方

### 電話連絡不要

3回目接種から5ヶ月が経過する頃までに、接種券付き予診票等を随時郵送いたします。

4回目接種は、こちらで接種日時・場所を指定してご案内いたします。4回目の接種を希望されない方、指定された日時に都合がつかない方は変更することができます。

②18歳～59歳で基礎疾患を有する方、  
その他重症化リスクが高いと医師が認める方

下記の基礎疾患を有する方で4回目の接種をご希望される場合は

**☎ 0125 - 74 - 5030** へお電話ください。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室 平日9:00～16:30  
申請期日：令和4年7月15日（金）まで

お申し出があった方に接種券付き予診票等を郵送いたします。

【1. 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方】

- A 慢性の呼吸器の病気
- B 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- C 慢性の腎臓病
- D 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- E インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- F 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- G 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- H ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- I 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- J 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- K 染色体異常
- L 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- M 睡眠時無呼吸症候群
- N 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

【2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方】

● 接種ワクチンは1～3回目接種したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAワクチン（ファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチン）を使用します。

● 接種場所は、平岸病院・佐々木内科クリニック・あかびら市立病院の3ヶ所を予定しています。

## 追加接種（3回目接種）

- 「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約を受付しています。接種券付き予診票等は2回目接種から5ヶ月後を目安に発送していますので、5ヶ月以上経過しても届かない場合は、下記の間合せ先へご連絡ください。

6月、7月の接種日程	6月23日（木）	13:30 ~ 13:50
	6月30日（木）	17:00 ~ 17:40
	7月28日（木）	17:00 ~ 17:40

接種場所：あかびら市立病院 ファイザー社製ワクチンを使用

ワクチンを無駄なく有効活用するため、接種対象者数に合わせて接種場所・接種日時を限定していますので、上記日時にご都合を合わせていただき、ご予約をお願いいたします。

- 新型コロナウイルスワクチンの接種前後に他の予防接種を受ける場合は2週間の間隔をおいてください。

日曜日の接種をご希望の方は、北海道ワクチン接種センターでの接種が便利です！

開設期間：令和4年6月5日（日）から9月25日（日）までの毎週日曜日

接種会場：ホテルエミシア札幌（札幌市厚別区）

対象者：1～3回目用の接種券付き予診票を持つ18歳以上の方

※12～17歳の方は受けられません

予約方法：WEBまたは電話

予約電話番号：050-3851-0181（北海道新型コロナワクチン追加接種予約センター）

WEB予約：「北海道ワクチン接種センター」で検索し、予約方法に記載されたバナーをクリック

## 小児（5歳～11歳）の新型コロナウイルスワクチン接種

- 3月上旬に5歳～11歳の対象者全員に「新型コロナワクチン接種意向調査票」を郵送し、「接種を希望する」と返信された方へ接種券付き予診票等を送付いたしました。意向調査のときには「接種を希望しない」と返信した方や調査票の返信をされていない方でも接種は可能ですので、ご希望の場合は「新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康づくり推進係）0125-32-5665」へお電話ください。
- 接種希望者数に合わせて接種日時を限定（月1回）していますので、設定されている日時にご都合を合わせていただき、予約をお願いいたします。
- 5歳～11歳までの小児の新型コロナウイルスワクチン接種には予防接種法上の「努力義務」の対象とされておりません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持ったうえで、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただくようお願いいたします。

## 予防接種に関するお問合せ

赤平市 介護健康推進課

新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康づくり推進係）

電話番号 0125-32-5665

<https://www.city.akabira.hokkaido.jp>

